福岡県公報

平成23年7月11日 第 3 2 7 8 号

目 次

告 示 (第1193号 - 第1200号)

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………2

○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …… 3

○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課)……3○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課)………3

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ………4

公 告

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (自然環境課) …………4

教育委員会

○技能教育のための施設の指定解除 (教育庁高校教育課) · · · · · · · · 4

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催

(警察本部生活環境課) ………5

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催

(警察本部生活環境課) ……5

告 示

福岡県告示第1193号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項

の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第 3項の規定により公示する。

平成23年7月11日

福岡県知事 小川 洋

1 区域の名称 萩尾町

2 区域の所在地 大牟田市下池町、東萩尾町

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から7号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と7号とを結んだ線に囲まれた区域

市		地 番	標柱番号
大牟田	下池町	51番	1号から3号まで
		43番	4号
	東萩尾町	552番	5号
		555番	6号
		435番 1	7号

福岡県告示第1194号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成23年7月11日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称 大野城市乙金一丁目474-1,475-1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市博多区金の隈一丁目30番4号 白垣 憲象

福岡県告示第1195号

宮若市金生土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭

E期発行日 毎週月水金曜日 〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公『 〔作成〕〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁

福岡県 正 光

園7番7号 1月28番1号 和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年7月11日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

	氏		名	住 所
石 松	或	勝		宫若市金生438番地
石 井	寛	嗣		〃 〃 279番地
塚 本	謙	治		〃 〃 1265番地
野見山	或	嗣		〃 〃 531番地 2
石 松	勝	昭		〃 / 303番地
花 田	博	幸		〃 〃 1313番地

2 退任監事

氏 名	住所
安 永 太 郎	宫若市金生1419番地 1
今 永 登志夫	〃 / 1261番地
藤島信介	〃 〃 2403番地

3 就任理事

	氏		名	住 所
石 松	或	勝		宮若市金生438番地
石 井	寛	嗣		〃 〃 279番地
塚本	謙	治		〃 〃 1265番地
野見山	或	嗣		〃 〃 531番地 2
石 松	勝	昭		〃 / 303番地
花 田	博	幸		〃 〃 1313番地

4 就任監事

氏 名	住 所
安 永 太 郎	宫若市金生1419番地 1
今 永 登志夫	〃 / 1261番地
藤島信介	〃 〃 2403番地

福岡県告示第1196号

宮若市山口土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年7月11日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

		氏		名	住 所
松	尾	照	明		宮若市山口3026番地
狩	野	昌	則		〃 / 3671番地1
塩	Ш	哲	也		〃 / 3084番地
荒	牧	博	幸		〃 〃 2533番地 1
松	尾	治	善		〃 / 3713番地
塩	Л	千伯	弋敏		〃 〃 1775番地 3
神	谷	哲	夫		〃 〃 6438番地
中	村		茂		〃 〃 6153番地 6

2 退任監事

		氏		名	住所
荒	牧	浩	文		宮若市山口1491番地 2
中	村	勝	馬		〃 / 3994番地
吉	野	直	司		〃 / 4269番地1

3 就任理事

		氏		名	住 所	
松	尾	照	明		宮若市山口3026番地	
狩	野	昌	則		〃 / 3671番地1	
塩	Ш	哲	也		〃 / 3084番地	
荒	牧	博	幸		〃 / 2533番地 1	
松	尾	治	善		〃 / 3713番地	
塩	Ш	千化	弋敏		〃 〃 1775番地3	
神	谷	哲	夫		〃 〃 6438番地	

么

|--|

4 就任監事

	氏	名	住 所
荒牧	浩 文		宮若市山口1491番地2
中木	勝馬		〃 / 3994番地
吉 野	,直司		〃 〃 4269番地 1

福岡県告示第1197号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日平成23年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人 なんか野郎九州

(2) 代表者の氏名上野 達生

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区警固2丁目12番3号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広告、デザイン、映像制作など多岐に渡る専門団体や個人を組織化し、さまざまなクリエイティブ・コミュニケーションの融合と可能性をさぐることにより、九州の経済発展および豊かな市民生活に寄与する活動をおこなうことを目的とする。特に、九州各地でのイベント実施と、人材育成をおこなう。また、公益的な立場からコミュニケーションの仕組み作りやコミュニティ理解など全般に関す

る、総合的な研究や提案を進め、市民のゆとりある豊かな生活実現に寄与すること を目的とする。

福岡県告示第1198号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成23年6月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称 特定非営利活動法人エスポワール
- (2) 代表者の氏名

梶山 慎輔

- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市早良区高取2丁目9番19号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や社会的なハンデを負った人に対し、自立を目指した支援 に関する事業、ならびに刺繍技術の指導及び普及に関する事業を行い、地域社会の 発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1199号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
 - 平成23年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人D・F・Sオブアスピレーション

- (2) 代表者の氏名
 - 白石 啓治
- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区原田4丁目27番18-512号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の地域住民に対して、推進、支援、救援、安全に関する 事業を行い、生活と安定、人々がより暮らしやすい理想の社会を作る事に寄与する 事を目的とする。

福岡県告示第1200号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年7月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成23年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人教育オンブズマン

- (2) 代表者の氏名
 - 山口 秀範
- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、教育問題に関心を持つ人達に対して、教育政策に対する提言及び教育に関する調査及び研究、並びに教育に関する普及及び宣伝等に関する事業を行い、日本の将来を担う活力溢れる青少年の育成に寄与することを目的とする。

公 告

公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県温泉法施行細則(昭和27年福岡県規則第58号)の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c02/onsen-kisokukaisei23.html)に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成23年7月11日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、九州地方知事会(政策連合)において取組みが行われている各県の 申請・届出等の様式統一化に伴って、形式や用語の整理を行うものであり、軽微な変 更に該当するため、福岡県行政手続条例に定める意見公募手続を実施しなかったもの です。

2 規則の公布日

平成23年7月11日

教育委員会

福岡県教育委員会告示第8号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条の規定による技能教育のための施設の指定を平成23年6月30日付けで解除したので、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第3項の規定により次のように告示する。

平成23年7月11日

福岡県教育委員会

名 称	所 在 地
クラーク高等学院小倉校	北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号

公安委員会

福岡県公安委員会告示第181号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟 銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するの で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により 告示する。

平成23年7月11日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等
- (1) 講習会の日時平成23年8月30日(火)午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所 福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室
- (3) 受講対象者 福岡県内に住所を有する者
- 2 講習の時間及び科目

時間	科 目
10:00 ~ 15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30 ~ 16:30	講習結果に対する考査
16:30 ~ 17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

- 3 注意事項
- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横

3.5センチメートルのもの) 2 枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第182号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により告示する。

平成23年7月11日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日	時	場	所	開催警察署
23年8月8日 : 30 ~ 16 : 3		北九州市若松区 若松警察署	 57番地13	若松警察署
 23年8月19日 : 30 ~ 16 : 3	·—/	福岡市東区箱崎 東警察署 会	:2号	東警察署
 23年8月19日 : 30 ~ 16 : 3	·—/	飯塚市柏の森18 飯塚警察署		飯塚警察署

- 2 講習の科目
- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 注意事項
 - (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み

